

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引を通じてその取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引先関係や企業規模等超えた連携により、取引先との共存共栄を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先とのテレワーク導入や BCP（事業継続継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携

オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請け業者との望ましい取引慣行（下請中小事業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣習の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請業者の適正な利益を含み、下請業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のために価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引価格の決定を含めた契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払ます。手形等で支払う場合には、割引料等を下請業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな型」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対しては、適正なコスト負担をを伴わない短期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、出来る限り取引関係継続等配慮します。

令和7年6月1日

やひこ食品株式会社

代表取締役社長 鈴木毅